第4章 今後取り組むべき施策

1 施策体系

めざす姿	基本目標	施策の柱	基本施策						
めざすまち	未来社会を見据え、たくましく生き抜く人材の育成	I 知・徳・体のバランスのとれた 教育活動の推進	① 豊かな人間性と確かな学力の育成						
の姿		17 17 20 47 JEVE	② 教育DXの推進						
~楽しく学んで幸せに~教育のまち 日本一			③ 学校図書館の充実と読書活動の推進						
			④ 体力向上、学校保健、 食育・学校給食の充実						
			⑤ 幼児期における教育の充実						
			⑥ キャリア教育の推進						
		Ⅱ 誰一人取り残されることの ない教育の推進	① 生徒指導・相談体制の充実						
		冷√ 投目♥/正定	② 特別支援教育の充実						
めざす人	し 抜 く		③ 教育機会の確保の推進						
の姿	人材	Ⅲ 地域ぐるみの教育の推進	① 地域とともにある学校づくりの推進						
	の容		② 青少年の健全育成						
ふ 多 学 る 様 び	成		③ 地域クラブ活動の推進						
ふるさとを愛し、未来を創る人多様性を尊重し、他者と豊かにかかわる人学びを楽しみ、変化に立ち向かう人		IV 一人ひとりがきらめく 生涯学習の推進	① 生涯学習機会の充実						
		工作,日初底是	② 生涯学習を支える人材の育成と活用						
			③ 人権教育・人権学習の推進						
			④ 生涯学習の拠点となる施設の充実						
			⑤ 図書館の充実と読書活動の推進						
		V 安全・安心で、質の高い 教育環境づくりの推進	① 安全・安心な施設整備、 教育環境の確保						
			② 学校安全の推進						
			③ 学校における働き方改革の推進						
Ľ Ž			④ 教職員の資質能力の向上						

- ◆PDCAサイクルによる確かな学力の定着と向上 ◆人権教育の充実 ◆道徳教育の充実
- ◆体験活動の充実 ◆主体的に社会の形成に参画する態度の育成
- ◆教育データを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実 ◆ネットワーク環境整備や タブレット端末の整備 ◆ICT機器・生成AI・クラウドサービスを適切に運用するための人材育成
- ◆情報モラル教育の充実 ◆タブレット端末を活用した家庭における学びの充実
- ◆本や活字に親しむ読書活動の推進 ◆関係機関との連携による学校図書館活動の充実
- ◆学校司書の配置
- ◆体力向上に向けた組織的な取組の推進 ◆望ましい生活習慣・食習慣の定着に向けた組織的・計画的な 学校保健・食育の推進 ◆現代的な健康課題の解決に向けた学校保健の充実
- ◆「生きた教材」である学校給食の充実 ◆安全・安心な給食の提供
- ◆保幼小の連携・接続の推進 ◆子育てに関する相談体制の充実 ◆乳幼児機関への支援の充実
- ◆各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育の推進
- ◆職場体験等の体験学習活動の充実 ◆家庭・地域との連携強化 ◆企業展示の充実
- ◆発達支持的生徒指導の充実 ◆問題行動や不登校の早期発見・早期対応に向けた組織的な取組の充実
- ◆緊急時等の学校への支援体制の充実
- ◆早期からの切れ目のない教育支援
- ◆特別支援学級における教育の充実
- ◆特別支援教育の視点を取り入れた授業づくりの推進
- ◆校内支援体制の充実
- ◆地域の特色を生かした教育の推進
- ◆日本語指導が必要な児童生徒への支援

- ◆経済的支援の充実
- ◆修学支援の充実 ◆私立高等学校への支援 ◆教育支援の充実
- ◆地域とともにある学校づくりの推進(コミュニティ・スクール)
- ◆学校を核とした地域づくりの推進(地域協育ネット)◆家庭教育支援の充実
- ◆家庭教育機能の強化 ◆非行·問題行動の防止活動や有害な環境の改善活動
- ◆青少年活動の支援 ◆こどもの安全·安心対策
- ◆防府モデルによる地域クラブ活動への支援
- ◆移動支援の充実
- ◆生涯学習情報発信の充実 ◆多様な学習機会の提供
- ◆生涯学習相談体制の充実 ◆産学公民の教育ネットワークの強化
- **◆生涯学習指導者やボランティアの育成機会の充実 ◆ほうふ幸せます人材バンクの充実**
- ◆学習成果発表の機会づくり ◆社会教育関係団体や各種ボランティア団体への支援
- ◆市民ぐるみの積極的な推進 ◆推進体制の充実 ◆人権学習への支援
- ◆教職員の人権意識の高揚
- ◆公民館の整備・充実 ◆公民館活動の充実 ◆青少年科学館ソラールの充実
- ◆図書館資料の質・量両面の充実 ◆図書館事業の推進とサービスの充実
- ◆こどもの読書活動の充実と支援
- ◆学校施設の整備 ◆学校施設非構造部材の耐震化 ◆学校教材の整備
- ◆児童生徒への安全教育の充実 ◆機能する危機管理体制の確立
- ◆地域・家庭と連携した学校安全体制の整備 ◆防災教育と防災管理を一体的に捉えた学校防災の充実
- ◆業務の見直しと効率化 ◆勤務体制等の改善 ◆学校支援人材の活用
- ◆教職員研修の充実と人材育成

2 基本施策

施策の柱 I 知・徳・体のバランスのとれた教育活動の推進













基本施策 Ⅰ-① 豊かな人間性と確かな学力の育成

現状と課題

令和6年度(2024年度)の全国学力・学習状況調査^{※1}における「人が困っているときは、進んで助けていますか」「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」の質問において、肯定的な回答をした本市の児童生徒の割合は、全国平均と同程度です。

また、「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいますか」という質問についても全国平均と同程度となっています。

「豊かな人間性」の育成のために、人権教育を推進するとともに、家庭や地域との 一層の連携を進め、学習指導要領の趣旨を踏まえた道徳の授業改善を推進する必要が あります。

また、令和6年度(2024年度)の全国学力・学習状況調査の本市における平均正答率は、小学校では国語・算数ともに全国平均を上回っています。中学校では国語・数学ともに全国平均を下回っています。正答数分布を分析すると、小学校国語・算数において正答率80%以上の上位層は全国と同程度です。

防府市のこどもたちの学力水準をさらに向上させるためには、日々の授業改善を組織的に推進することが重要です。そのために、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けた取組を推進する必要があります。

¹ 全国学力・学習状況調査:平成19年度から文部科学省が実施している、義務教育の機会 均等とその水準の維持向上を目的とした全国的な調査。小学校6年生と中学校3年生を対 象に、「教科に関する調査」(国語、算数・数学(理科・英語は3年に1回程度実施))と生 活習慣等に関する「児童・生徒質問調査」、学校環境等に関する「学校質問調査」が行われ る。

さらに、社会のグローバル化や地球環境問題の深刻化等、変化の激しい時代において、他者と協働して課題を解決していくことや、現代的な諸課題に対して情報を積極的に活用し、主体的に判断した上で行動する能力を身に付けることが求められています。

そのような中、全国学力・学習状況調査において、「分からないことや詳しく知りたいことがあったときに、自分で学び方を考え、工夫することができる」という質問の回答は、小学校・中学校ともに全国平均を下回っています。今後、こども主体の学びを展開する必要があることがうかがえます。

また、公職選挙法の改正により、18歳以上の者が投票や選挙運動ができるようになったことも踏まえ、児童生徒に対して、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けるための教育の必要性が増しています。

取組の方向性

- ○豊かな人間性を育むため、家庭や地域と育てたいこども像を共有し、各校に応じ た指導体制を工夫します。
- ○学校・家庭・地域の連携・協働により、こども主体の教育活動を展開します。
- ○学力向上プラン*2に基づく組織的・計画的な取組を推進します。
- ○「ICT 機器の活用」・「学び直し^{*3}」・「補充学習」等、こどもたちの実態に即した 学習活動を展開します。

(主な取組) は P36 へ →

² 学力向上プラン:全国学力・学習状況調査等を基に、各校・各学年等で作成する学力向上 に向けた取組のプラン。

³ 学び直し:授業で扱った内容をプリント等で再び学習すること。

◆PDCAサイクル^{※4}による確かな学力の定着と向上

全国学力・学習状況調査と山口県学力定着状況確認問題を合わせた年間2回のPDCAサイクルによる取組(学力向上プランの作成・組織的な授業改善・結果の検証)を徹底します。また、課題となった点については「学び直し」・「補充学習」等による対応を行います。

◆人権教育の充実

「山口県人権推進指針^{※5}」及び「山口県人権教育推進資料^{※6}」に基づく互いの人格を尊重した態度や言動を育む指導の充実に努め、一人ひとりを大切にする教育を推進します。また、人権に関する作文・標語等の作品募集に対して積極的な参加を促し、児童生徒の人権感覚を育む機会として活用します。

◆道徳教育の充実

道徳教育の要となる道徳科の授業の充実に向け、「考え、議論する道徳」を推進します。また、ゲストティーチャー**⁷を活用した授業や、家庭や地域と連携した道徳科の授業を推進します。

◆体験活動の充実

児童生徒の豊かな人間性を育むため、特別活動や総合的な学習の時間等において、家庭・地域と連携・協働しながら、自然体験活動や社会奉仕体験活動、交流体験活動等の充実を図ります。

◆主体的に社会の形成に参画する態度の育成

学校教育のほか、関係機関や地域と連携した教育活動など、こども主体の教育活動を展開し、社会の一員として主体的に取り組む態度の育成を図ります。

- **4 PDCAサイクル**: Plan (計画) Do (実行) Check (評価) Action (改善) の一連のプロセスをくり返し行い、継続的に改善する方法。
- 5 山口県人権推進指針:山口県が策定した人権に関する総合的な取組を推進するための基本 指針。
- 6 山口県人権教育推進資料:山口県教育委員会の作成した、山口県人権推進指針を踏まえ、 人権教育を推進する上での基本的な方向を示すもの。
- **7 ゲストティーチャー**:特定の技能や知識をもつ一般の人々が学校に招かれ、児童生徒に教える役割をもつ人のこと。

基本施策 I-② 教育 DX の推進

現状と課題

学習指導要領において、「学習の基盤となる資質・能力」の柱の1つとして、「情報活用能力**8」が位置づけられており、世の中の様々な事象を情報とその結びつきとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題の発見・解決や、自分の考えを形成する能力の育成が求められています。

学習活動において、クラウドサービス^{※9}を活用した情報の取得、情報の整理・比較、得られた情報のわかりやすい発信・伝達、必要に応じた保存・共有等の活動を行う上で、情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティに関する能力も必要とされています。

こうして育まれた情報活用能力を発揮することで、変化の激しい社会に主体的に対応する人材の育成へとつながっていくことが期待されることから、情報教育を更に推進する必要があります。

- ○ネットワーク通信環境の整備とタブレット端末の配備を継続します。
- I C T機器、生成A I *10、クラウドサービスが効果的に活用されるための環境整備 や人的支援を行います。
- ○学習指導・校務においてICT機器、生成AI、クラウドサービスを適切に運用するための人材育成を行います。
- ○日常的にICT機器を活用した教育活動を行うことで、超スマート社会と呼ばれる Society5. 0^{*11}の時代を豊かに生き抜く力を育成します。
- 8 情報活用能力:必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、 情報を整理・比較したり、得られた情報をわかりやすく発信・伝達したり、必要に応じ て保存・共有することができる能力。
- 9 **クラウドサービス**:文章、画像、ユーザー側の環境に影響されず、インターネット上で 利用可能なサービスの総称。
- 10 生成AI:文章、画像、プログラム等を生成できるAIモデルに基づくAIの総称。
- 11 Society5.0: A I 等をはじめとする技術革新が進み、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会。

◆教育データを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

児童生徒が目的に応じてクラウドサービス上などで様々な教育データ(学習履歴や 操作履歴、テスト結果等)にアクセスし、分析することができるようにします。

◆ネットワーク環境整備やタブレット端末の整備

校務用ネットワークの環境整備を行うとともに、学習者用・指導者用タブレット端 末の維持・管理等を行います。

◆ICT機器・生成AI・クラウドサービスを適切に運用するための人材育成

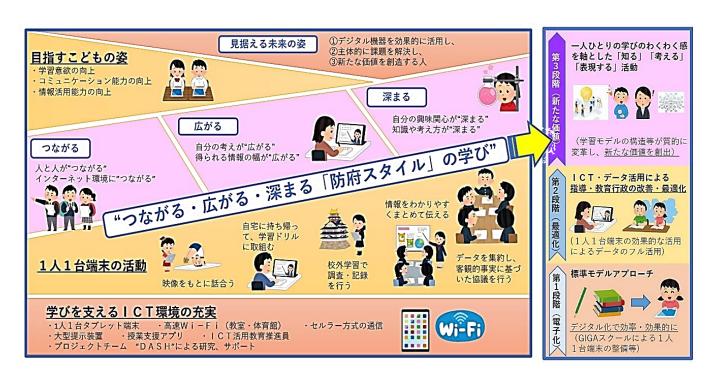
研修会の開催や情報発信等を通じて、学習指導や校務においてICT機器・生成AI・クラウドサービスを適切に運用することができる人材の育成を行います。

◆情報モラル教育の充実

家庭・地域との連携や外部講師の招聘により、児童生徒のメディアリテラシーを含めた情報活用能力の育成を図ります。

◆タブレット端末を活用した家庭における学びの充実

タブレット端末を持ち帰り、クラウド上で課題に取り組むとともに、生成AI・学習アシスタントアプリを学校だけでなく家庭でも活用し、家庭における学びを促進します。



基本施策 Ⅰ-③ 学校図書館の充実と読書活動の推進

現状と課題

本市における学校図書館の図書貸出冊数については、小・中学校とも微減傾向にあります。

学校図書館会	F度別利用状況	(貸出冊数)
子仪凶音贴4	F没加州州从沈	(貝山町多

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	192, 017	265, 888	250, 356	239, 921	241, 162	234, 076
中学校	17, 898	25, 045	24, 956	22, 792	22, 193	20, 603
合 計	209, 915	290, 933	275, 312	262, 713	263, 355	254, 679

本市の全小・中学校においては、全校一斉読書を実施し、読書活動の習慣が定着するよう努めています。また、こどもたちの読書への興味・関心を高め、学校図書館の読書環境を整えるため、学校司書^{*12}を全校配置しています。大規模校^{*13}においては、一校につき学校司書を一名配置する専任化を実施しています。

さらに、学校図書館コーディネーター^{※14}を配置し、関係各所と連携をしながら、学校司書の資質向上と支援、授業における学校図書館のより一層の活用を促進し、児童生徒の資料・情報活用能力の向上に取り組んでいます。

今後は、児童生徒の読書活動の習慣化と読書内容の充実が課題となります。また、調べ学習において、学校図書館機能を十分活用できていないことも課題となっています。こうした課題に対して、司書教諭^{※15}・図書館担当教諭^{※16}・学校司書が連携し、組織的な取組を推進していきます。

全ての小・中学校の学校図書館管理システムを統合し、学校図書館の機能充実を図っています。このオンライン・ネットワークシステムの効果的な運用による、学習活動の支援強化を推進していきます。

- 12 学校司書: 専ら学校図書館の職務に従事する職員。
- 13 大規模校: 文部科学省の基準で25学級以上の学校。
- 14 学校図書館コーディネーター:研修指導等により学校司書の資質向上を図ると共に、各小・中学校、図書館担当教諭と学校司書の連携を推進し、学校図書館の利活用の指導・助言をする職員。

取組の方向性

- ○全校一斉読書において様々なジャンルの本を読んだり、学習内容に関する本を読んで理解を深めたりするなど、質の高い読書活動を推進するとともに、読書習慣形成のための家庭への啓発に努めます。
- ○学校図書館の機能充実を図るとともに、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、資料・情報の活用能力を高めます。

主な取組

◆本や活字に親しむ読書活動の推進

授業における調べ学習や課外活動等において学校図書館の活用をより一層促進し、 児童生徒の情報活用能力の向上を図ります。

また、休み時間の読書などを奨励するとともに、学校だよりや図書館だより等を通じて、家庭への啓発を図ります。

◆関係機関との連携による学校図書館活動の充実

市立図書館の協力体制により適切な支援を受けながら、学校図書館の円滑な管理運営に努めます。

また、学校図書館管理システムを効果的に活用し、市内小・中学校図書館の連携を進め、資料や情報の共有化と学習支援体制を強化します。

さらに、市立図書館の指定管理者制度導入に伴い、教育総務課内に設置された図書館管理室が、学校図書館支援センターとしての機能を担いながら、学校図書館活動の拡充を図ります。

◆学校司書の配置

学校図書館のさらなる充実のため、学校司書を増員し、学校司書専任化に努めると ともに、司書教諭との協働を進めます。

- 15 司書教諭:学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導、さらには、学校図書館の利用指導計画を立案し、実施の中心となるなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う教諭。
- 16 図書館担当教諭:司書教諭が配置されていない学校で図書館業務を担当する教諭。

基本施策 I-④ 体力向上、学校保健、食育・学校給食の充実

現状と課題

本市においては、児童生徒が生涯にわたり運動に親しみ、健康・安全で活力のある 生活を送ることができるよう、心身ともに健康でたくましい身体を育む教育を推進し ています。

体力要素のバランスのとれた児童生徒の育成に向けて、運動の楽しさや喜びを味わ う活動を学校体育に位置付けて運動の日常化を図るとともに、学校と家庭が連携し、 体力向上の取組を促進することが求められています。

また、近年の社会の急激な変化や生活スタイルの多様化により、メディア依存や生活習慣の乱れといった健康課題が複雑化・多様化してきている中、それらに対応した健康教育の推進が必要です。また、児童生徒が、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し・改善できる資質・能力の育成が求められています。

さらに、食に関する指導を充実させるため、栄養教諭*17が市内小・中学校を巡回訪問し、食育の観点を踏まえた学校給食と、望ましい食習慣についての授業等を通じて、児童生徒及び教職員に対して食育指導を行っています。

食育の推進に向けて、栄養教諭・学校栄養職員の資質能力の向上を図ることが必要であり、その専門性を生かしながら家庭・地域と連携し、児童生徒の食への関心をより一層高める環境づくりが求められています。

- ○健康で安全に行動できる自己管理能力と、たくましく生きるための体力を育みます。
- ○心身の健康保持に対する意識を高め、発達段階に応じた望ましい生活習慣・食習慣 を育みます。

¹⁷ 栄養教諭:管理栄養士又は栄養士の免許を有しており、児童生徒の栄養の指導や管理を行う教諭。

◆体力向上に向けた組織的な取組の推進

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の分析に基づき、体力向上レポート^{*18}の改善を図り、児童生徒の体力向上に努めるとともに、体力・運動能力向上に向けた、学校・家庭・地域の連携体制を構築します。

◆望ましい生活習慣・食習慣の定着に向けた組織的・計画的な学校保健・食育の推進

養護教諭^{※19} や栄養教諭の専門性を生かし、望ましい生活習慣・食習慣を身に付けることができるよう、各学校が教育活動全体を通じて系統的・計画的な取組を推進します。

◆現代的な健康課題の解決に向けた学校保健の充実

学校保健安全委員会^{*20} や熟議などを通して学校・家庭・地域が連携し、現代的な健康課題を解決するために生活習慣等を改善しようとする態度の育成を図ります。

◆「生きた教材」である学校給食の充実

使用食材の産地や生産履歴の確認を徹底するなど、安全性の確保に努めるととも に、地元生産者及び市場・卸業者等の情報収集を行い、地場産食材の使用を推進しま す。

◆安全・安心な給食の提供

食物アレルギーを有する児童生徒の保護者との連携を密にし、情報の共有化を図る とともに適切な対応に努めます。

また、安全・安心な給食を提供する上で、より衛生的に調理できるよう計画的に給食施設を改修するとともに、食器の更新を順次進めていきます。

¹⁸ 体力向上レポート: 学校における体力課題と課題解決に向けた取組について記述したもの。

¹⁹ 養護教諭:児童生徒の健康管理や保健指導を担当する教諭。

²⁰ 学校保健安全委員会:学校における児童生徒の心身の健康に関する課題を協議し、健康づくりを推進する組織。

基本施策 I-⑤ 幼児期における教育の充実

現状と課題

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培い、義務教育及びその後の生きる力の基礎を養成する重要な役割を担っており、幼児期における教育機会、教育環境の確保充実が求められます。

本市の幼児教育においては、認定こども園**21・幼稚園・保育園(所)が大きな役割を果たしていることから、引き続き支援していくことが必要です。

認定こども園・幼稚園・保育園(所)での教育には、就学前のこどもに質の高い幼児教育を総合的に提供するための条件整備が求められます。

また、就学前の幼児教育と小学校教育の滑らかな接続を図るため、幼児教育との連携・接続の観点に立ち、カリキュラムを工夫することが望まれます。

- ○就学前の幼児教育から小学校教育への滑らかな接続を図ります。
- ○認定こども園・幼稚園・保育園(所)における保護者の経済的負担軽減や幼児教育 の充実に努めます。

²¹ 認定こども園:教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園・保育所の両方の機能をあわせ 持つところ。

◆保幼小の連携・接続の推進

小学校では、第1学年入学当初において、幼児教育から小学校教育へ円滑に移行するためのスタートカリキュラムを編成し、生活科を中心とした合科的な指導の一層の充実を図ります。また、架け橋期^{※22}のカリキュラムを作成し、随時見直しを図り、架け橋期のこどもの育ちと学びをつなぎます。

また、認定こども園・幼稚園・保育園(所)、小学校が幼児児童の実態や教育内容についての相互理解を深めるため、「保幼小連携教育研修会」を実施するとともに、課題解決に向け、一人ひとりの心身の健康と発達を情報共有するなど、よりよい連携体制の構築を図ります。

◆子育てに関する相談体制の充実

認定こども園・幼稚園・保育園(所)等のいわゆる「年中児」を対象に5歳児(年中児)発達相談会を実施して、幼児の発達特性を保護者に理解してもらい、個に応じた環境が設定されるよう支援することで、幼児の発達を促進します。

また、保護者の様々な悩みの解決に向け、実情に応じた助言や支援をすることで、保護者の育児不安の解消に努めます。

幼児に対する就学相談・就学指導については随時行います。

◆乳幼児機関への支援の充実

園児が安全・安心に活動できる環境確保や管理運営に向けた補助事業等について、 積極的に情報を提供し、防府市幼稚園連盟や防府市保育協会と連携しながら、幼児教 育の振興・充実に取り組んでいきます。

また、幼稚園でのこどもの読書活動推進に要する費用を補助していきます。

²² 架け橋期:「保幼小の架け橋プログラム(文部科学省)」の実施に向けて、発達の段階を 見通しつつ、全てのこどもに学びや生活の基盤を保障するため、5歳児から小学校1年 生までの2年間を「架け橋期」と位置づけた。

基本施策 Ⅰ-⑥ キャリア教育の推進

現状と課題

志をもち、主体的に自らの未来を切り拓く児童生徒を育成するためには、キャリア教育**23 を通じて、児童生徒の自己の進路選択に主体的に取り組む態度と能力を育成するなどの支援を積極的に行う必要があります。

本市では、児童生徒が自己実現を図るために、全ての小・中学校でキャリア教育の全体計画を作成して、キャリア教育を系統的・計画的に推進しています。

さらに、児童生徒一人ひとりの進路実現の一層の充実に向けて、小学校における職場見学、中学校における職場体験は全ての学校で実施するなど、教育活動全体を通じてキャリア教育を組織的に推進していく体制づくりに取り組んでいます。

また、こどもたちが科学技術に興味をもつきっかけとなるよう、青少年科学館に市内企業の協力による企業展示コーナーを設置しています。

こうした中、キャリア・パスポート**24を活用し、小・中・高等学校・特別支援学校を通じたキャリア教育の推進と、学校と家庭・地域・産業界等との連携によるキャリア教育の推進が今後の課題です。

- ○児童生徒一人ひとりが自らの生き方について考え、夢や志を抱くことができるよう、教育活動全体を通じて、発達の段階に応じた系統的・計画的な指導を推進します。
- ○学校と家庭、地域、産業界等との連携体制を強化し、体験活動等の一層の充実を図ります。
- ○様々な課題に柔軟に、たくましく対応し、社会人として自立していくための意欲や 態度、能力を育みます。小・中・高等学校・特別支援学校の校種間の連携を強化す ることにより、円滑な接続を図ります。
- **23 キャリア教育**:一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度 を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
- 24 キャリア・パスポート:児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる 諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と 往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変 容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと。

◆各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育の推進

各学校が教育活動全体を通じて、キャリア教育で育成する力を明確にし、学校での 生活や学びに意欲的に取り組む児童生徒を育成できるよう、小・中・高等学校・特別 支援学校を通じた系統的・計画的な取組を引き続き推進します。

◆職場体験等の体験学習活動の充実

児童生徒の生活や学習が、生涯において豊かになるよう、地域の企業や教育機関等 を訪問する社会見学や職場体験、福祉体験等の体験活動の充実を図ります。

◆家庭・地域との連携強化

9年間を見通したキャリアデザインを発達の段階に応じて描きながら、各校種間の連携を図るために、キャリア・パスポートを活用します。コミュニティ・スクール**25の連携・協働体制を生かし、保護者や地域の人材を有効に活用した教育活動を推進します。

◆企業展示の充実

青少年科学館において、市内企業と連携した技術展示を継続して行います。



²⁵ コミュニティ・スクール:学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。

施策の柱 Ⅱ 誰一人取り残されることのない教育の推進









基本施策 Ⅱ-① 生徒指導・相談体制の充実

現状と課題

本市小・中学校の生徒指導上の諸問題には、いじめや暴力行為、不登校などが挙げられます。これらの問題は、児童生徒の人格形成に多大な影響を及ぼすことから、安全安心な居場所づくりが大きな課題です。

問題行動、不登校の未然防止や早期発見、早期対応に努めていますが、保護者の価値観や家庭環境等が多様化していることから、難しい対応を迫られることが多くなっています。

これらの問題に対応するため、スクールカウンセラー^{※26} やスクールソーシャルワーカー^{※27}、生活・安心相談員^{※28}、少年安全サポーター^{※29} 等の専門家及び医療・福祉等の関係機関との連携を推進しています。

児童生徒の心の声を聴くための学校生活アンケートや定期的な教育相談を実施し、 安心して通える学校になるよう支援を強化しています。

近年、児童生徒が問題行動を起こす要因として、家庭環境や保護者の関わり方に加え、多様な背景をもつ児童生徒が集団生活に困難を感じていると考えられる事案が増加しています。

このため、学校が専門家や関係機関等と連携することにより、早期に児童生徒や保護者への支援を行っていく必要があります。

- **26** スクールカウンセラー: いじめや暴力行為などの児童生徒の問題行動や不登校などに適切に対応するため、児童生徒の臨床心理に関して高度の専門的な知識や経験をもとに支援する専門家。
- **27** スクールソーシャルワーカー: いじめ、暴力行為、長期欠席、児童虐待等の生徒指導上の 諸課題に対応するため、社会福祉士等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれ たさまざまな環境に働き掛けて支援を行う専門家。
- 28 生活・安心相談員:学校における生徒指導上の問題点や配慮を要する児童生徒の実態を 把握するとともに、児童生徒、保護者との教育相談 及び学校との協議を通じて、個に応 じたきめ細かな支援を行う専門家。

取組の方向性

- ○児童生徒一人ひとりの個性の伸長を図りながら、社会的な資質や能力、態度を育成 し、豊かな自己実現を支援します。
- ○学校における全ての教育活動を通じて、児童生徒一人ひとりの健全な成長を促し、 児童生徒自らが現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力** ³⁰を育成します。

主な取組

◆発達支持的生徒指導^{※31}の充実

現在や将来における自己実現を図るため、発達の段階に応じた組織的・計画的な生徒指導を行います。

◆問題行動や不登校の早期発見 · 早期対応に向けた組織的な取組の充実

多様な視点から児童生徒の状況の変化や進路、その後のサポートに対応できる教育 相談体制を構築し、家庭教育への支援や情報提供に努めます。

また、不登校の児童生徒を対象とした防府市教育支援センター「オアシス教室」* ³² や校内教育支援センター*³³ において、こどもの居場所づくりに努めるとともに、社会的自立に向けた支援を行います。

そして、すべての学校に通う児童生徒を対象に、新たな不登校を生まないよう魅力 ある学校・学級づくりに努めます。

(主な取組) P50 へ続く →

- 29 **少年安全サポーター**: 児童生徒の問題行動に対する指導・助言、立ち直り指導や非行防止 教室の開催、学校における緊急時の訓練や防犯教室などの実施、学校等関係機関等の会 議への出席や関係機関ボランティアと合同による街頭補導活動など、非行防止活動、被 害防止活動、連携活動などを行っている。
- **30 自己指導能力**: 児童生徒が、日常生活のそれぞれの場で、他者とのかかわりの中で、どのような選択が適切であるか、自分で判断・実行し、その言動に責任をもつことができる力。
- **3 1 発達支持的生徒指導**:児童生徒の自発的な成長を尊重し、個性の伸長や社会性の向上を 支える指導。
- 32 防府市教育支援センター「オアシス教室」: 心理的要因等により不登校状態になっている 小・中学生が、在学する学校に籍を置いたまま通う教室。一人ひとりの精神的自立を支援 する教室。
- **33 校内教育支援センター**:通常の学級での学習や集団での生活が困難となった生徒の支援を行う特別の教室。

◆緊急時等の学校への支援体制の充実

学校だけでは解決が困難な問題行動等の発生時や、事件・事故等による児童生徒の精神的動揺が激しい場合に、スクールソーシャルワーカーや専門家チームを学校に派遣し、児童生徒の安全確保や心のケア、学校への助言・支援を行う体制の充実に努めます。

また、重篤ないじめ問題等の解決に向けた「いじめ問題等調査委員会」(第三者機関)の設置及び支援体制の整備に努めます。

基本施策 Ⅱ-② 特別支援教育の充実

現状と課題

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという観点から、障害特性等に応じた適切な指導及び支援の充実が求められています。

本市では、市内全小・中学校において、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援を充実させるため、校内コーディネーター*34を位置付けるとともに、通級指導教室*35の設置や学校支援員*36の配置により、個々の実態に応じた指導を全校で行う体制の整備を進めています。

また、個別の教育支援計画^{*37} 及び個別の指導計画^{*38} の作成と活用の充実を図り、計画的・継続的な支援を行っています。支援に当たっては、特別支援教育推進員^{*39} を派遣し、学校支援員や教職員に対する指導や相談を行い、特別支援教育の指導力向上を図っています。

近年、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒数が増加傾向にあり、特に通常の学級における発達障害^{※40}等の可能性のある児童生徒への対応の充実が求められています。

こうしたことから、教職員の専門性の向上を図るとともに、校内委員会の充実を図り、組織的な特別支援教育を推進することが課題となっています。

さらに、合理的配慮^{※41}の適切な提供を行うことや特別支援教育の取組、支援体制等についての周知を図る必要があります。

また、保護者の不安解消を図るとともに、幼児児童生徒への必要な教育支援を推進するため、幼児期から高校卒業まで、一人ひとりの情報の引継ぎと、教育・医療・福祉等の関係機関相互の連携による支援のつながりが必要となります。

- 3 4 校内コーディネーター: 各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・ 校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口など の役割を担う教員。
- 35 通級指導教室:小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害がある児童生徒に対して、各教科等の指導の大部分は通常の学級で行いつつ、障害特性等に応じた特別の指導を行う場のこと。
- 36 **学校支援員**:小学校及び中学校において、担任や担当教員の指導のもとで、特別な支援 を必要とする児童生徒の生活支援を行う、防府市教育委員会が雇用している非常勤職員。

- ○特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して、適切な合理的配慮の提供を 行うとともに、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個々の能力や個性を最大限に 伸長するために、組織的・計画的な支援を行います。
- ○特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒及びその保護者に対して、教育・医療・ 福祉等との連携による支援の充実を図ります。
- ○就学相談を通して、認定こども園・幼稚園・保育園(所)や幼児通級指導教室と連携し、学校・園における情報の確実な引継ぎを行います。
- ○地域コーディネーターや特別支援教育推進員による学校への訪問支援等を通して、 各学校の相談支援の充実を図ります。

- 37 個別の教育支援計画: 幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携し、適切な指導及び必要な支援を行うための計画。
- 38 個別の指導計画:個別の教育支援計画を踏まえ、より具体的な指導内容を盛り込んだもので、一人ひとりの目標や学期の目標等を設定し、その達成に向け、指導内容・方法等を明確にして、障害の状態や発達段階に応じて適切な指導及び必要な支援を行うための計画。
- 39 特別支援教育推進員:教育上特別の支援を必要とする児童が在籍する認定こども園・幼稚園・保育園(所)及び小・中学校の教職員に対する指導や助言、保護者との相談を行う防府市教育委員会が雇用している非常勤職員。
- **40 発達障害**:自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥 多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において 発現するものとして政令で定めるもの。
- **41 合理的配慮**:障害のあるこどもが他のこどもと平等に過ごすために、必要かつ適当な変更及び調整。

◆早期からの切れ目のない教育支援

就学相談を通して、認定こども園・幼稚園・保育園(所)や幼児通級指導教室と連携し、保護者に寄り添いながら、一人ひとりに合った就学や教育の支援ができるよう努めます。

各校種間の相互連携により、特別な教育支援を必要とする幼児児童生徒への理解を 深め、個に応じた指導方法の工夫と改善、指導の系統性と継続性を図ります。

◆特別支援教育の視点を取り入れた授業づくりの推進

特別支援教育に関する校内研修の充実を図るとともに、すべての子どもにわかりやすく、児童生徒一人ひとりが主体的に取り組めるような授業づくりを進めます。

また、学校支援員を配置し、個別の配慮が必要な児童生徒に対する支援を行うことで、学習と学校生活の充実を図ります。

◆特別支援学級における教育の充実

個別の教育支援計画を活用して、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握・整理 し、適切な指導やきめ細やかな支援を継続して行います。

また、児童生徒の自立と社会参加を見据え、校内の児童生徒や地域の人との交流及び共同学習を推進します。

◆校内支援体制の充実

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する全校的な支援体制を確立し、一人 ひとりの可能性を最大限に伸ばす組織的・計画的な教育活動を推進するとともに、保 護者との信頼関係を構築します。

基本施策 Ⅱ-③ 教育機会の確保の推進

現状と課題

児童生徒一人ひとりの基本的生活習慣や学習習慣の定着に向け、組織的・計画的な 取組を推進していくとともに、地域の実情に応じた柔軟な支援と継続的な改善を通じ て、教育の質を高めることが求められています。

本市では、これまでも、経済的理由により就学が困難な家庭に対して、就学援助費、 奨学金制度の充実等の取組を実施してきたところですが、引き続き、保護者負担を軽減するとともに、意欲や能力のある者への学習機会の確保を可能とし、教育機会の格差が生じないようにする必要があります。

また、地理的条件等により学習機会が制限される状況をはじめ、様々な困難や課題を抱え、支援を求めている者に対して、誰もが等しく教育を受けることのできる学習機会を提供するなど、多様なニーズに応じた教育支援を行う必要があります。

- ○家庭の経済状況による教育格差の改善に向け、経済的支援を通じて、保護者負担を 軽減するとともに、意欲・能力のある者への学習機会を確保します。
- ○地理的制約のある児童生徒に対する就学支援に努めるとともに、様々な困難や課題 を抱えている家庭や、児童生徒への教育支援を行います。

◆地域の特色を生かした教育の推進

学習機会を保障するため、小野小学校区において、徒歩による通学が困難な地区への送迎を行うスクールバス運行事業を実施します。

野島小・中学校(茜島シーサイドスクール事業)においては、県内全域から児童生徒を募集し、渡船通学費用等の補助を実施します。

さらに、小規模特認校^{*42}の制度を利用して通学する、向島小、富海小・中学校児童 生徒の公共交通機関の通学費用の補助を実施します。

◆日本語指導が必要な児童生徒への支援

1人1台配備しているタブレット端末の活用及び日本語指導補助者や支援員等に よる個別の支援を行います。

◆経済的支援の充実

教育費の保護者負担を軽減するため、経済的困難を抱える家庭に対して就学援助費 を補助し、適切な教育機会の確保を図ります。

◆修学支援の充実

意欲・能力のある者が安心して学習機会を確保できるように、高等学校入学準備金や奨学資金貸付などにより修学支援の充実を図ります。

◆私立高等学校への支援

私立高等学校の地域貢献活動や教育用備品購入のための補助金を交付し、教育活動の充実を図ります。

◆教育支援の充実

様々な障害や病気のある児童生徒に対し、個別の支援体制や教育機会を確保すると ともに、経済状況などの課題を抱えている家庭に対する教育支援、不登校などの困難 さを抱えている児童生徒に対する学習支援を充実します。

⁴² 小規模特認校:児童生徒数が減少している学校において、特色ある教育活動を行いつつ 通常の通学区域にかかわらず、校区外から通学することができる学校。

施策の柱 Ⅲ 地域ぐるみの教育の推進









基本施策 Ⅲ-① 地域とともにある学校づくりの推進

現状と課題

近年、急激な社会の変化に伴い、学校と地域を取り巻く環境はますます複雑化、多様化しています。そうした状況の中、学校と地域が相互に連携・協働し、こどもたちの成長を支えていくことが必要です。

文部科学省では、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組むコミュニティ・スクールと、学校と地域が相互にパートナーとして行う地域学校協働活動の一体的な実施を推進しています。

本市では、市内の全小・中学校をコミュニティ・スクールに指定し、これを基盤と する学校・家庭・地域が連携した教育に取り組んでいます。

小学校から中学校までの9年間を見通した教育の中で、知・徳・体のバランスの取れたこどもの育ちを見守る組織づくりを推進し、地域の願いを受け止めた学校運営を行うことで、よりよい地域づくりに貢献しています。

また、中学校区ごとに地域協育ネット**43 を設置し、地域学校協働活動を通じて学校・家庭・地域の連携の推進に努めています。

さらに、地域連携教育アドバイザー**4と地域連携教育サブアドバイザーが、市内各小・中学校の学校運営協議会**5と各地域協育ネットへの助言・支援を実施しています。

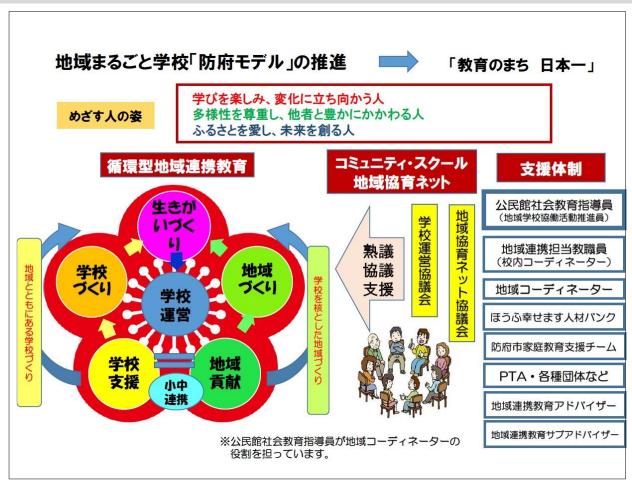
令和2年度(2020年度)から、県内全ての公立学校がコミュニティ・スクールとなっていることから、小・中学校と高等学校の学校運営協議会を通じた連携が必要となります。

今後も地域協育ネットと学校運営協議会において熟議を重ね、学校と地域が「育てたいこどもの姿(目標やビジョン)」を共有することや、学校・家庭・地域が連携して地域の活動に積極的に参加すること、そして様々な評価を活用し、よりよいものにしていくこと等の一連の取組を行い、持続可能なものにすることが大切です。

取組の方向性

- ○コミュニティ・スクールの充実を図り、保護者や地域住民が学校運営に参画する地域に開かれた信頼される学校づくりを進めます。
- ○学校・家庭・地域が連携・協力し、地域ぐるみでこどもたちの育ちや学びを見守り、 支援する取組を継続的にサポートします。

(主な取組) は P58-59 へ →



- 43 地域協育ネット: 幼児期から中学校卒業程度までのこどもの育ちや学びを、地域ぐるみで見守り、支援することを意図した山口県が推進する教育支援体制。概ね中学校区をひとまとまりとし、地域協育ネット協議会を核とした、学校・家庭・地域の連携による仕組み。
- 4.4 地域連携教育アドバイザー:市内のコミュニティ・スクールや地域協育ネット、小・中連携の取組などを推進するために各学校や地域協育ネット協議会への訪問指導、連携支援等を行う職員。
- 45 学校運営協議会:保護者や地域住民などの意向を学校運営に反映させる協議機関。

◆地域とともにある学校づくりの推進(コミュニティ・スクール)

保護者や地域住民等の学校運営への適切な参画と連携の強化を図り、学校運営協議会を通してコミュニティ・スクールの円滑な運営に努めるなど、地域とともにある信頼される学校づくりを推進します。

各校区の保護者や地域の願いを受け止め、学校運営の質の向上を図り、県立学校の学校運営協議会と連携するなど、地域の創意工夫を生かした特色のある学校づくりを進めます。



◆学校を核とした地域づくりの推進(地域協育ネット)

概ね中学校区を一つのまとまりとして、学校・家庭・地域が協働する地域協育ネットを推進するとともに、ほうふ幸せます人材バンク^{※46}との一体的な運用により、学習支援・環境整備・見守り活動などの学校等を拠点とした教育支援事業を実施します。

また、小学校において、こどもたちが地域社会で心豊かで健やかに成長できる環境づくりを図るための放課後子ども教室推進事業^{※47}等を充実させます。



◆家庭教育支援の充実

子育てにおける悩みや不安を抱えた保護者が孤立化することのないよう、親子で参加できる子育てに関する学習や情報交換を通して、保護者同士のネットワークづくりを促進します。





⁴⁶ ほうふ幸せます人材バンク:学習支援など学校支援を行う「支援者バンク」と、生涯学習に関する専門的な知識や経験をもとに指導などを行う「指導者バンク」からなる、ボランティアの登録・派遣制度。

⁴⁷ 放課後子ども教室推進事業: 放課後等の安全・安心なこどもたちの居場所を確保するために、地域住民の参画を得て、こどもたちの学習やスポーツ・文化活動を行う事業。

基本施策 Ⅲ-② 青少年の健全育成

現状と課題

本市では、防府市青少年育成市民会議^{**48} と連携して「家庭の日」運動^{**49} の普及を 図り、家庭の大切さを啓発するなど、青少年健全育成を推進するとともに、こどもが 安全に安心して過ごせる環境づくりを進めています。

また、防府市青少年育成センター**50や関係機関・諸団体と連携した防犯・巡視活動を総合的に推進し、青少年の被害・非行防止活動の強化や社会環境の改善に努めています。

青少年がたくましく生き抜く力やいのちの大切さを学び、社会の基本的なルールを 守る意識や、健全な人間関係を構築する力を身に付けるために、多様な体験やボラン ティア活動などの社会参加活動を推進する必要があります。

- ○関係機関・団体と連携し、家庭教育に関する学習機会や相談機能の充実を図るとと もに、地域における青少年の被害・非行防止活動や有害環境対策などの青少年育成 活動を推進します。
- ○青少年の自主性や社会性を培うため、青少年団体の活動を支援します。
- ○こどもたちが安全に安心して過ごせる環境づくりとして、登下校時などに不審者からの声かけ等の被害からこどもたちの身を守るための避難場所となる「子ども110番の家」の設置を推進します。
- 48 防府市青少年育成市民会議:市民の総意を結集して青少年育成市民運動を展開し、青少年の健全な育成を図ることを目的とした会議。
- 49 「家庭の日」運動:青少年を健全に育てるための最も重要な基盤である家庭を見直すため に、毎月第3日曜日を「家庭の日」として、防府市青少年育成市民会議を中心に推進し ている運動。
- 50 防府市青少年育成センター:青少年の補導及び育成に関係のある機関・団体が相互に緊密な連絡をとりながら、地域社会の協力を得て組織的な補導を推進し、青少年の健全な保護育成を図るために設置した組織。

◆家庭教育機能の強化

関係機関・団体と連携し、家庭教育に関する学習機会や青少年及び保護者に対する相談機能の充実を図り、家庭教育力の向上を目指します。

◆非行・問題行動の防止活動や有害な環境の改善活動

防府市青少年育成センターや関係機関・団体等と連携し、防犯・巡視活動を推進します。

◆青少年活動の支援

青少年の様々な活躍の場の充実に向け、週末や「家庭の日」などにおける青少年体験事業の助成や青少年団体の活動の支援を実施します。

◆こどもの安全・安心対策

不審者からの声かけ、つきまとい行為等の被害からこどもたちを守るため、地域と 連携し「子ども110番の家」の周知・設置を推進します。

基本施策 Ⅲ-③ 地域クラブ活動の推進

現状と課題

少子化が進展する中、中学校部活動において、種目によっては生徒数の減少に伴い、 他校との合同チームで活動せざるを得ないなど学校単位での部活動の維持が困難と なっています。

今後も生徒数の減少が見込まれる中、生徒の多様なニーズに応えながら現在の中学校部活動を維持することは厳しい状況にあります。

さらに、スポーツ経験のない教職員等が指導しなければならないこと、休日も含めた部活動の指導や大会への引率、運営への参画が求められることなど、担当する教職員等にとって大きな業務負担となっています。

そうしたことから、将来にわたり生徒がスポーツ、文化・芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、地域クラブ活動の新たな整備が必要になります。

- ○「地域のこどもたちは、学校を含めた地域で育てる」という共通認識の下、学校、 行政、家庭、地域が連携し、多様なスポーツ、文化・芸術活動の体験機会を確保す るとともに、こどもたちが将来にわたり、継続して活動に親しめる環境を整えます。
- ○こどもたちが自ら活動を選び、仲間とともに楽しみながら心身を鍛えるとともに、 地域の大人や多世代との交流を通じて、主体性や社会性を育むことができるよう、 地域クラブ活動を推進します。

◆防府モデルによる地域クラブ活動への支援

地域に根ざした、持続可能な地域クラブ活動の推進に向けて、参加しやすい環境づくりや運営体制の強化、指導人材の育成など、地域と連携した取組を進めます。

また、さまざまな事情を抱えるこどもたちも含め、誰もが安心して地域クラブ活動に参加できるような支援体制の整備に努めます。

◆移動支援の充実

生徒の移動支援の一環として、マイクロバスによる送迎体制を整備し、安全かつ 円滑な移動を確保することで、活動への参加機会の拡充を図ります。









施策の柱 Ⅳ 一人ひとりがきらめく生涯学習の推進













基本施策 Ⅳ-① 生涯学習機会の充実

現状と課題

近年の情報化の進展に伴い、生涯学習情報の発信や入手方法も多様化しています。

本市では、「聞いて得するふるさと講座(出前講座)」を実施するとともに、生涯学 習相談コーナーを設け、多様化する学習ニーズに対応しています。

様々な学習活動を支援するため、各世代に応じた学習プログラムや身近な場所での 学習機会の提供、情報発信や学習相談体制の充実が必要です。

さらに、学習課題の高度化、多様化に対応するために、産学公民**51のネットワークを強化し、地域資源(ヒト・モノ・コト)を有効に活用した取組を展開することが求められています。

- ○多様化する学習ニーズに対応するため、市民に分かりやすい情報発信に努めます。
- ○生涯にわたる学習ニーズに応じた、様々な学習活動を支援するための学習機会を提供します。
- ○高度化・多様化した学習ニーズに対応するため、生涯学習専門員^{※52}による生涯学習 相談コーナーの一層の充実に努めます。
- ○あらゆる機会に、あらゆる場所で学習することができる生涯学習社会の実現に向け、産学公民の連携による、教育ネットワークの強化を図ります。
- 51 産学公民:民間企業、学校、国、地方公共団体、地域住民、NP0等を表す。
- **52 生涯学習専門員**:防府市独自の制度で、生涯学習に関する情報の収集・提供や、学習相談、「ほうふ幸せます人材バンク」のコーディネート等を行う専門職員。

◆生涯学習情報発信の充実

本市が行う講演会や講座等の情報や、大学等の公開講座、県や民間団体等の生涯 学習情報を収集し、分かりやすい情報発信をすることで、市民の生涯学習意識の醸成 に努めます。

◆多様な学習機会の提供

生涯にわたって様々な学習活動を支援するため、各世代の学習ニーズに応じた、 子育てに関する講習会等による家庭教育の支援や、こどもの体験・交流活動、高齢者 の生きがいとなる学習活動等の機会の充実を図ります。

また、「聞いて得するふるさと講座(出前講座)」による、市民一人ひとりの安全・安心な暮らしにつながる防災・防犯、福祉、環境問題などを学ぶ機会の充実を図ります。

◆生涯学習相談体制の充実

学習情報に関する資料の充実を図るとともに、生涯学習専門員が迅速かつ的確な情報提供を行い、市民からの相談にきめ細かく対応できるよう、相談能力の向上を図ります。

◆産学公民の教育ネットワークの強化

市民が多様な学習課題に応じて必要な学習を行い、それぞれの個性、能力を伸ばし、生きがいのある充実した生活を享受するため産学公民の連携を強化し、企業や大学等の専門性を生かした講座等を開催します。



基本施策 Ⅳ-② 生涯学習を支える人材の育成と活用

現状と課題

本市では、生涯学習ボランティアや学校支援ボランティアなどの様々な人材を活用 しています。人材を活用するだけではなく、ボランティア同士のネットワーク化を図 り、継続した市民活動への展開が求められています。

また、学習意欲をもって活動を続けられるよう、各公民館の地区文化祭や生涯学習フェスティバル^{*53}などにおいて、表彰や学習成果の発表の場を設けています。

今後は、人材育成や学校・地域での活躍できる場の充実や「ほうふ幸せます人材バンク」等の周知を通して、社会でさらに人材が活用される仕組みをつくる必要があります。

- ○生涯学習に関するボランティア活動の研修の場を継続して設け、ボランティアや生涯学習指導者・支援者の育成機会の充実を図ります。
- ○地域人材の「ほうふ幸せます人材バンク」への登録を進め、学校の授業や地域で開催される講座等で活躍できる機会を拡大します。
- ○ボランティア活動を支援するとともに、生涯学習フェスティバル、放課後子ども教 室等のボランティアが活躍できる場を提供します。
- ○社会教育関係団体**54 等の活動を支援します。

- **53 生涯学習フェスティバル**:生涯学習ボランティアや市民が主体的に企画・運営し、学ぶことの楽しさを伝えるとともに、多くの市民が生涯学習活動に参加する機会となるイベント。
- 5 4 社会教育関係団体:法人か否かを問わず、公の支配に属さない団体で、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体で、青少年教育に関する団体、成人教育に関する団体、文化・芸術に関する団体など。

◆生涯学習指導者やボランティアの育成機会の充実

生涯学習を推進する上で、学習を指導する講師、生涯学習やボランティア活動の核となるコーディネーター**55、団体やグループのリーダーなどの役割が重要となります。生涯学習指導者の指導力を高める研修の場を継続して提供し、育成機会の充実を図ります。

◆ほうふ幸せます人材バンクの充実

専門的な知識や技能のある個人・団体等をボランティアとして登録した「指導者バンク^{*56}」と学校や公民館が保有する学校支援ボランティアを登録した「支援者バンク^{*57}」を一元管理する「ほうふ幸せます人材バンク」を充実させるため、各種ボランティア団体との連携に努め、学校の授業や地域の講座等での積極的な活動と横断的な運用を行います。また、「指導者バンク」による公開講座の開催により、市民への周知と積極的な活用を図ります。

◆学習成果発表の機会づくり

学習した成果を発表することは、社会への還元となるとともに、学習者にとっても喜びとなり、さらなる学習意欲へとつながります。作品展、発表会の開催や、活動のPR展示を行い、日頃の学習成果の発表の場を提供します。

◆社会教育関係団体や各種ボランティア団体への支援

市民活動団体は、各種ボランティア活動やNPO*58活動などを行い、自主的・主体的にまちづくりに参加しています。これらの市民活動団体の活動を支援し、活性化を図ります。

特に、社会教育関係団体については、社会教育に関する公益的な活動を行い、生涯 学習の推進に主体的に取り組む団体であることから、団体の自主性を尊重しながら、 運営や活動の支援を行います。

- 55 コーディーネーター:一般的には調整する人のことを表すが、ここでは生涯学習の活動やボランティア活動を行う上で、支援を求める側と提供する側の個人や団体との間に必要な仲介・調整の役割を担う人。
- **56 指導者バンク**:生涯学習に関する専門的な知識や経験、技能のある個人及び団体を登録したもの。
- **57 支援者バンク**: 社会貢献あるいは自己実現を図りたいと考える個人及び団体を登録した もの。
- **58 NPO**: 営利を目的としない自主的に公益活動を行う団体。Non Profit Organization (非営利組織の略)

基本施策 Ⅳ-③ 人権教育・人権学習の推進

現状と課題

私たちの身の回りには、様々な人権課題が幅広く存在しています。SNSをはじめとするインターネットにおける誹謗中傷、ハラスメントの問題など社会の変化に伴い、人権課題も多様で複雑になってきています。

こうした状況を踏まえ、市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かなぬくもりのある地域づくりの実現に向けて、市民自ら、基本的人権の意義や人権尊重の理念について理解を深めるとともに、日常生活の中で人権の大切さに気付く豊かな感性を育み、互いの存在を認め合い、人権を尊重し合えるようになることが大切です。

市内各小・中学校では、令和6年(2024年)12月に改定された「山口県人権推進指針」及び令和7年(2025年)3月に改訂された「山口県人権教育推進資料」に基づいて、教職員一人ひとりの資質向上に計画的に取り組むとともに、社会教育関係部署と連携した支援も行われています。

引き続き、学校や家庭、地域、職場など様々な場で、主体的な人権学習をより一層 推進していく必要があります。

- ○防府市人権学習推進市民会議^{※59}と連携し、基本的人権尊重の視点に立った人権学習 を推進するため、様々な学習機会を提供します。
- ○地域社会の実情や課題、市民の学習ニーズを踏まえた学習内容等の充実に努めます。
- ○市民一人ひとりの人権が尊重される地域づくりに向けた市民の自主的な人権学習 を支援します。
- ○教職員相互啓発による人権意識の高揚に努めます。
 - 59 防府市人権学習推進市民会議: すべての市民が人間尊重社会の実現を目指して、自由と 平等、人権尊重の理念について主体的に学び、人権意識の高揚をはかるための活動を行っている会議。

◆市民ぐるみの積極的な推進

人権問題に関わる市民のニーズを踏まえるとともに、防府市人権学習推進市民会議を中心として、人権学習市民セミナーや講演会を開催し、人権が尊重される、住みよい地域づくりをめざした市民ぐるみの人権学習を推進します。

◆推進体制の充実

人権学習推進委員^{※60} の活動に資するよう研修の充実に努めるとともに、地域、職場、学校、団体等で実施される主体的な活動を支援し、人権問題の正しい理解と人権意識の高揚を図ります。

◆人権学習への支援

人権学習指導員^{**61}を学習会へ派遣し、また視聴覚教材を充実するなど、誰もが人権 学習に進んで取り組むことができるように支援します。

◆教職員の人権意識の高揚

人権尊重の意識を実践につなげるための教育を推進するとともに、教職員相互啓発 による人権意識の高揚を図ります。

小・中学校教育研究会人権教育部会の充実に努め、研究成果を「学校人権教育のまとめ」に掲載し、研究成果の共有と実践例の積極的な活用を推進します。

また、人権教育担当者及び新規採用教職員・転入教職員等を対象にした人権教育研修の充実にも努めます。

⁶⁰ **人権学習推進委員**:地域・職場・学校・団体などで、人権学習の積極的な推進を図るため教育委員会が委嘱する委員。

⁶¹ 人権学習指導員:人権に関する学習をサポートし、教育委員会が学習会へ派遣する講師。

基本施策 Ⅳ-④ 生涯学習の拠点となる施設の充実

現状と課題

公民館や青少年科学館ソラールは、本市の生涯学習の拠点施設であり、計画的な施設の維持管理等や、講座やイベントなど様々な学習機会の提供を行っています。

今後も多様な学習ニーズに対応し、本市の特徴を生かした生涯学習を推進するため、生涯学習拠点施設の整備・充実が求められています。

公民館やその他の施設でも設備の改善を進めるとともに、誰もが使いやすい施設とするために、今後も引き続き整備に努める必要があります。

- ○公民館は、安全・安心な地域の拠点施設であり、地域コミュニティ活動^{※62} を支援する施設としての役割が期待されることから、施設の整備・充実に努めます。
- ○また、地域における住民の学習ニーズに総合的に応える施設として、社会教育主事 ^{※63}等の配置による専門職員の充実に努めるとともに、学習情報の発信や学習機会の 提供に努めます。
- ○青少年科学館ソラールでは、本市の科学教育普及活動の拠点施設として、創造性豊かな青少年の育成と市民の科学技術に関する知識の普及及び啓発を図ります。

⁶² 地域コミュニティ活動:住民相互の交流が行われている概ね小学校区を単位とした地域コミュニティにおいて、主体的に取り組まれる活動。

⁶³ 社会教育主事:教育委員会に置かれる社会教育の専門職員。社会教育を行う者に、専門的・技術的な助言と指導を行う。

◆公民館の整備・充実

中関、大道、華浦公民館の建替え等、公民館の計画的な整備・改修と適正な維持管理に努めます。

◆公民館活動の充実

公民館における学習情報の発信に努めるとともに、地域課題の解決に向けて地域 全体で取り組む拠点となるよう、家庭教育学級や高齢者教室等の多様な学習の場の 提供を行います。

◆青少年科学館ソラールの充実

施設の計画的な整備を進めるとともに、様々な科学教室の開催、小・中学校への 理科教育支援、企画展の開催、防府市少年少女発明クラブ^{*64}の活動推進などを行い ます。



6 4 **防府市少年少女発明クラブ**: 少年少女に科学的な興味・関心を追求する場を提供し、自由な環境の中で創作活動を行い、作品を完成する喜びを体験させ、創造性豊かな人間形成を図ることを目的とするクラブ。

基本施策 Ⅳ-⑤ 図書館の充実と読書活動の推進

現状と課題

防府市立防府図書館には、現在、約53万冊の資料が所蔵されており、一年間で約20万人(1日平均約700人)が来館、約49万冊の館外個人貸出冊数があります。

また、市内全域の読書環境の充実を図るため、図書館への来館が難しい人のためのサービスとして、電子図書館^{*65}の導入や、移動図書館車^{*66}の運行を実施しています。

平成28年度(2016年度)から、図書館の管理運営については指定管理者制度を導入しています。図書館に係る諸計画や図書館行政を所掌する図書館管理室の指導の下、図書館事業の一層の発展に努めており、社会環境の変化により多様化する利用者のニーズや少子高齢化に対応するため、よりきめ細やかなサービスの提供を実現することが求められています。

今後も、情報・文化・生涯学習を担う社会教育施設の拠点として、資料・情報提供サービスの一層の充実と、市民参画の推進により、市民に親しまれ、市民とともに歩む図書館となるよう、『第3次防府市図書館サービス振興基本計画』を防府市図書館協議会^{※67}において点検・評価しながら、継続した図書館サービスの向上に取り組んでいく必要があります。

- ○「防府市立防府図書館資料収集要綱」及び「防府市立防府図書館資料保存及び除籍 要綱」に基づき、本市の特色を生かした資料の収集や保存に努め、利用者のニーズ に対応した幅広い資料の充実・整備を図ります。
- ○利用者の多様なニーズに的確に対応するため、利用者サービスの質的向上を図るとともに、電子図書館を含むWebサービス^{*68}や市内全域サービスのさらなる充実に努めます。
- ○市民との協働を進めるため、ボランティアの養成や育成を図ります。
- ○学校図書館をはじめ、他の図書館や教育文化施設・機関等との相互協力・連携を推進します。

◆図書館資料の質・量両面の充実

図書・電子書籍や視聴覚資料等の充実を図ります。防府市関連の事項・人物等に関する資料、行政関係資料などの郷土(地域)資料の収集、保存、提供に努めます。

◆図書館事業の推進とサービスの充実

調査・研究を目的とする利用者のためのレファレンス・サービス^{*69}の充実を図ります。

また、多様な利用者ニーズに的確な対応ができるよう、図書館職員の資質向上を図るとともに、生成AIなどの新たな情報技術の活用についての調査・研究など、資料・情報提供サービスの充実に努めます。

非来館型サービスとして導入した移動図書館車と電子図書館のサービスの充実及びその周知に努めるとともに、地域文庫・貸出文庫の利用促進を図ります。さらに、 障害者や高齢者へ配慮したサービスの推進に努めます。

◆こどもの読書活動の充実と支援

こども向け資料等の充実を図り、各小・中学校、認定こども園・幼稚園・保育園(所) や留守家庭児童学級等への貸出文庫をはじめ、移動図書館車や電子図書館などでの資料提供に努め、広報活動と情報発信による利用の促進を図ります。

また、定期的に開催する行事・講習会等を通じて、ボランティアや関係団体との関係を深め、活動を支援するとともに、新規ボランティアの養成や育成を図ります。

- 65 **電子図書館**: インターネットなどを介して電子化された書籍などの出版物や資料を提供 するシステム。利用者が図書館へ出向くことなく、出版物や資料を検索し、利用するこ とができる。(令和4年10月導入)
- 6 6 移動図書館車:図書館を直接利用しにくい利用者のために、資料を積んで定められた場所(ステーション)に行き、貸出・返却業務等を行うための車両。常時3,500冊を積載し、市内を巡回している。
- **67 図書館協議会**:公立図書館が図書館法第14条に基づき設置することができる機関。図書館の行うサービスに対して意見を述べる。
- 68 Webサービス:利用者がインターネットを経由して図書館の資料検索や予約、本を読むこと等ができるサービス。
- 69 レファレンス・サービス (reference service):知識や情報を求める利用者に対して、 図書館員が図書館の資料と機能を活用し、必要としている知識・情報の検索方法や回答 を提供するサービス。

施策の柱 V 安全・安心で、質の高い教育環境づくりの推進









基本施策 V-① 安全・安心な施設整備、教育環境の確保

現状と課題

東日本大震災の教訓から、学校施設の耐震化や防災・防犯対策など、幼児児童生徒 を災害、事故、犯罪から守るための安全・安心な教育環境の整備が求められています。

本市では、学校施設の耐震化を進めた結果、老朽化し耐震性のない校舎を解体した ことで、平成29年度(2017年度)に耐震化率100%を達成しました。

令和元年度(2019年度)に、建物構造体の耐震化関連の工事は全て完了しましたが、引き続き、外壁改修や屋内運動場の照明器具落下防止など非構造部材の耐震化を進めるとともに、施設の老朽化した箇所の更新に努めていきます。

また、市立小・中学校の施設は、その多くが昭和40年代後半から50年代にかけて建設され、一斉に更新時期を迎えています。老朽化対策は先送りできない重要な課題であり、『防府市学校施設長寿命化計画』に沿って、中長期的な視点に立った予防保全に基づく改修を行っていく必要があります。

- ○学校施設の耐震化や老朽化施設の整備を図り、安全・安心な学校づくりを推進します。
- ○誰でも利用しやすく、環境に配慮した、ゆとりと潤いのある施設や効果的な授業の 実現に向けた学校教材、環境を整備し、質の高い教育環境を提供します。

◆学校施設の整備

児童生徒の安全確保に向け、「防府市学校施設長寿命化計画」に沿った計画的かつ 効率的な学校施設の老朽化対策を進めます。

また、特別に支援を要する児童生徒に配慮した施設や健康保持に必要な設備の整備に努めます。

◆学校施設非構造部材の耐震化

安全・安心な学校施設の整備充実を目的として、外壁改修や屋内運動場の照明器 具等の落下防止など非構造部材の耐震化を進めていきます。

◆学校教材の整備

学校教育環境の充実を図るため、理科備品など学校教材を計画的に整備するとともに、時代の変化を見据えた確かな学力の育成を図るため、大型提示装置やICT機器などを整備し、適正な運用、管理に努めます。

基本施策 V-② 学校安全の推進

現状と課題

学校は、こどもたちにとって安心して学ぶことのできる安全な場所でなければなりません。しかし、こどもの安全を脅かす事件、事故、災害等は、いつ、どこで起こるかわかりません。学校においては、こどもたちに「自らの命は自ら守る」という態度と能力を身に付ける必要があります。

本市では、各学校において危機管理マニュアルの見直しや保護者への緊急連絡体制の構築、「危険予測学習(KYT)**⁷⁰ 資料」の活用などにより、教育活動全体を通じて「防犯を含む生活安全」「交通安全」「災害安全(防災)」の3領域について、総合的かつ積極的に取り組んでいます。

今後は、教職員の資質を向上させるとともに、児童生徒が自らの命を自ら守るために主体的に行動できる力(自助)の育成や、自分の安全を確保した上で、周囲の人や社会の安全に貢献できる力(共助・公助)の育成に向けた実践的・実効的な「安全教育」を推進します。

- ○学校内外の生活の中で自他の生命を尊重し、安全に行動できるための危機予測・回 避能力を育みます。
- ○学校において、機能する危機管理体制を構築するとともに、地域ぐるみの学校安全 体制を整備します。
- ○コミュニティ・スクール等の連携・協働体制を生かした、学校・家庭・地域が連携 した防犯を含む生活安全や交通安全の取組の実施を図ります。

⁷⁰ 危険予測学習 (KYT): イラスト等を見ながら危険を予測し回避する方法を考える学習活動 (KYT は Kiken Yosoku Training の略)。

◆児童生徒への安全教育の充実

通学路の安全点検の実施及び安全マップの見直しと効果的な活用を推進するとと もに、自然災害や火災・不審者を想定した訓練等を計画的に実施します。

また、学校安全計画に基づいた交通安全指導を実施し、交通マナーや自らの命を守る能力を身に付ける交通安全を推進します。

◆機能する危機管理体制の確立

安全・安心のための点検活動を計画的・継続的に実施するとともに、定期的な危機管理マニュアルの見直しと効果的な活用を推進し、各種安全教育研修会への参加を促進し、教職員の危機管理能力の向上を図ります。

防府市メールサービスの活用促進等により危機管理体制の確立を図ります。

◆地域・家庭と連携した学校安全体制の整備

地域の関係団体や保護者との連携の強化による見守り活動等の充実や各地域におけるスクールガード組織**⁷¹の運営へ積極的な支援を行います。

また、見守り活動等によって得られた情報を、学校・学級や家庭での日頃の声かけ 等に生かし、日常のきめ細かな指導を充実させます。

◆防災教育と防災管理を一体的に捉えた学校防災の充実

地域の自然災害の特徴や児童生徒の発達段階に応じた防災教育を促進し、児童生徒が自らの命を自ら守ることはもとより、周囲の人や社会の安全に貢献できる「防災対応能力」の向上を図ります。

また、災害安全**⁷² に関する組織活動ができるよう、日頃から開かれた学校づくりに努め、保護者や地域住民、地域の関係機関・団体等との密接な連携を図り、生きる力を育む防災教育や計画的な防災管理の充実に努めます。

⁷¹ スクールガード組織: 「スクールガード(学校安全ボランティア」」による組織。学校・家庭・地域(自治会や防犯団体等)の連携により学校や通学路でこどもたちを見守る活動が広がっている。

⁷² 災害安全: 学校安全の3つの領域「防犯を含む生活安全」「交通安全」「災害安全(防災)」 の一つ。

基本施策 V-③ 学校における働き方改革の推進

現状と課題

本市では、これまで「教員が児童生徒としっかりかかわる時間の創出」や「教職員のワーク・ライフ・バランスの実現」等、教育の質の向上と、持続可能な学校の指導・運営体制を構築することとの両輪から働き方改革を進めるため、各学校や県教育委員会と連携しながら、取組を進めてきました。

これまでの取組により、ICTの活用による業務の効率化や外部人材の活用等が進み、時間外在校等時間*⁷³が小・中学校ともに減少するなど、一定の成果があがっています。

しかしながら、依然として多くの教員が時間外在校等時間の上限を超えて勤務している状況にあり、学校における働き方改革は喫緊の課題となっています。

業務内容のさらなる精選、学校支援人材の確保と活用、教職員の資質向上に向けた「自分事」としての研修等のあり方が課題としてあげられます。

また、全国的に教員不足が深刻化していることから、本市においても優れた人材の 安定的な確保のため、教職の魅力を向上させていく必要があります。

- ○各学校と連携しながら、「コミュニティ・スクールの連携・協働体制」や「ICT環境」などの強みを生かして、働き方改革に係る取組を着実に推進します。
- ○全国の好事例の紹介、各学校の現状把握と成果・課題の洗い出し、改善策について の協議、指導、進行管理等を行うことで、教員が授業やその準備に一層注力できる 環境を構築します。
- ○法令で定められた教員の勤務時間の上限等を定める指針を踏まえ、業務量の適正な 管理を徹底するとともに、業務改善の取組を一層推進し、時間外在校等時間の縮減 を図ります。
- ○グループウェア***や学校支援人材の活用促進により、業務の効率化を図ります。
- ○学校担当主事制**⁷⁵ を活用し、各校の状況について把握し、課題の解決に向けた相談 体制を強化します。

◆業務の見直しと効率化

業務や学校行事等の見直しに向けた好事例の紹介を行い、各校の業務改善などについての指導に努めるとともに、各種会議・諸調査の精選・簡素化も推進します。

グループウェアを活用した情報共有、統合型校務支援システム*⁷⁶ や I C T を活用した業務の省力化、効率化を図ります。

学校・教職員が担う業務の役割分担等の検討を進め、学校運営協議会やPTAを通じた保護者・地域への理解促進を図ります。

◆勤務体制等の改善

ICカード等を活用した時間外在校等時間の継続的な把握に基づき、ノー残業デーや一斉退庁日等の設定と実施、学校担当主事の日常的な学校訪問による各校の業務改善の状況把握と指導に努めることで、働き方改革推進のPDCAサイクルの好循環を図ります。

県教育委員会が作成した「働き方改革 現状分析ツール」を活用し、各学校における 校内研修の充実を支援することで、教職員の「ワーク・ライフ・バランス」への意識 高揚に努めます。

◆学校支援人材の活用

学校業務支援員、ICT教育推進員の配置を継続し、教職員の業務支援や資質向上に向けた研修等のサポートを行います。

コミュニティ・スクールの仕組みを活用し、多様な人々による熟議・協働活動の促進を図ります。

- 73 時間外在校等時間: 教員が学校教育に関する業務を行っている時間。
- **74** グループウェア:掲示板やスケジュール、ワークフローなどの情報を一元管理し、業務 の効率化ができるツール。
- **75 学校担当主事制**: 各学校が主体的によさの伸長や課題解決を図れるよう教育委員会が担当主治を配置して伴走支援を行う仕組み。
- 76 統合型校務支援システム:教務系(成績処理、出欠管理、授業時数管理等)、保健系(健康管理、保健室来室管理等)、学籍系(指導要録等)を統合した機能を有しているシステム。

基本施策 V-④ 教職員の資質能力の向上

現状と課題

近年、社会の情報化、グローバル化、少子高齢化に伴い、教育を取り巻く環境も急速に変化しています。

また、教職員の大量退職・大量採用・定年延長等によって組織の年齢構成が大きく変わる状況の中で、教職員の人材育成、資質能力の向上は喫緊の課題となっています。

本市においても、経験豊かなベテラン教職員の知識や技能を若手教職員に継承する体制づくりや、複雑化・多様化する教育課題に的確に対応していく必要があります。

取組の方向性

○教職員のキャリアステージに応じて計画的・継続的に資質能力の向上が図れるよう、 教職員が見通しをもって自ら成長していけるよう研修体制を工夫し、研修の機会を 創出します。

主な取組

◆教職員研修の充実と人材育成

若手教職員のスキルアップを目的とした「ほうぷ塾」や、ミドルリーダーの育成をめざした「プレミアムほうぷ塾」等、キャリアステージを意識した人材育成の機会の充実に努めます。

また、山口県教員育成指標**⁷⁷をもとに教職員が自己のよさや課題をもとに研修する機会の創出に努めます。

⁷⁷ 山口県教員育成指標:校長及び教員が、キャリアステージに応じて計画的・継続的に資質能力の向上を図るための目安を具体的に示したもの。